

## 保護者様

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止の期間の基準が「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」となりました。

「インフルエンザ」に感染した児童生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。

なお、インフルエンザと診断されたときに、療養期間や再登校する際の受診の有無等については医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校するときは、この「出席停止期間終了報告書」を提出してください。

この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

## 出席停止期間終了報告書

下諏訪向陽高等学校長様

年 組 番

生徒氏名

疾患名	インフルエンザ
発症日 *インフルエンザ様症状(38℃程度の発熱など)が始まった日	令和 年 月 日
受診した医療機関名	
医療機関受診日	令和 年 月 日
医師より療養が必要とされた期間	令和 年 月 日まで
療養のため欠席した日・時間	月 日 時限目～
登校日	月 日 時限目～

裏面：インフルエンザ出席停止期間早見表

令和 年 月 日

保護者氏名

## 「インフルエンザ出席停止期間早見表」

※「発症」とは、病院を受診した日ではありません。インフルエンザ様症状（38℃程度の発熱など）が始まった日のことです。病院を受診した時に、医師に経過について話しをし、発症日を確認する必要があります。

※「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となっていますので、下の表のとおり、最短でも6日間の出席停止になります。解熱した日によって出席停止期間が延期されますので、下の表に当てはめて確認してください。

	発症日	<b>発 症 後</b> *発症した後5日を経過、かつ、解熱後2日を経過するまで							
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
日付を入れて算出する	/	/	/	/	/	/	/	/	/
例1) 発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目		
	出席停止	←————→					出席停止	登校可能	
例2) 発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	発症後 6日目		
	出席停止	←————→					出席停止	登校可能	
例3) 発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 6日目		
	出席停止	←————→					出席停止	登校可能	
例4) 発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 7日目	
	出席停止	←————→					出席停止	登校可能	
例5) 発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 8日目
	出席停止	←————→						出席停止	登校可能

\*その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延期されていく。

